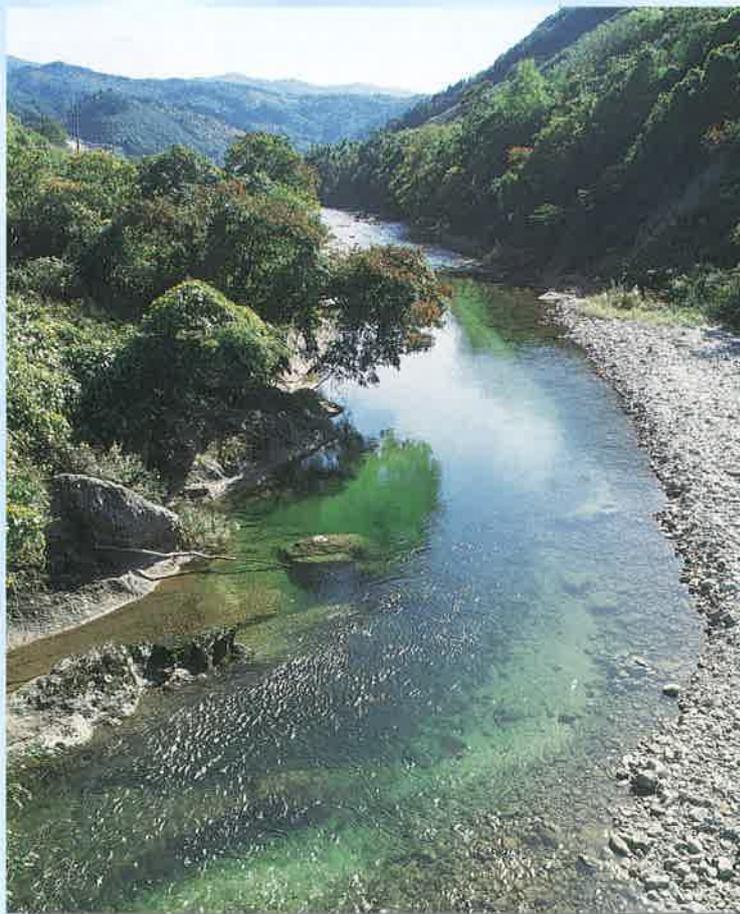


# 水道水源保護条例の あらまし

水は私たちが生活する上で欠くことができないものです。現在及び将来にわたって市民の健康及び生命を守るためには、きれいで安全な飲み水を確保する必要があり、そのための水道水源を確保することは極めて重要となります。

条例は、「水は、日常生活に直結し、市民の健康を守るために欠くことができないものであり、何人も自然のきれいな水を享受する権利がある。」ということを経典的な考え方としています。



摺上川上流部



福島市

## 水道水源保護条例とは…

水源保護地域として、摺上川ダム水源保護地域と茂庭地区簡易水道水源保護地域の2ヶ所を指定しました。

この地域内で対象事業場を立地しようとする場合、市への事前協議書の提出などの手続が必要となります。

立地しようとする対象事業場が規制対象事業場と認定された場合には、立地することができなくなります。

### 対象事業場

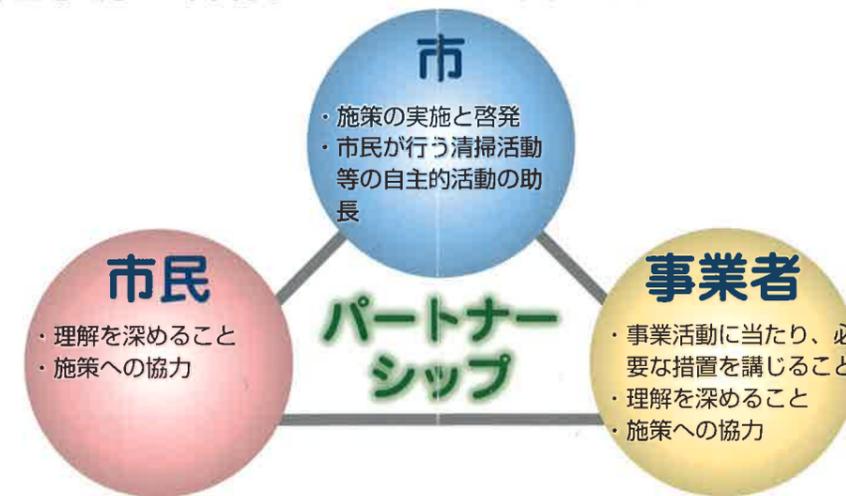
事前協議書の提出などの手続が必要となる事業場は、次の4事業場です。

- ① ゴルフ場
- ② 産業廃棄物処理施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令〈昭和46年政令第300号〉第7条に規定する産業廃棄物処理施設）
- ③ 畜産施設（50㎡以上の豚房及び200㎡以上の牛房施設）
- ④ し尿浄化槽（201人槽以上のし尿浄化槽）を設置する施設

### 規制対象事業場の認定

対象事業場のうち、市長が規制対象事業場として認定した事業場は、立地することができません。事前協議書の提出があった場合、市長は、水道水源保護審議会の意見を聴いた上で、水源保護地域の保全に支障があると認められる事業場を「規制対象事業場」と認定します。

## 水道水源を保護するための各主体における責務



条例は、規制に頼るだけでなく、市、市民、事業者がそれぞれの責務を自覚し、良好なパートナーシップのもと、水資源を市民のかけがえのない財産として、守り育み、きれいなまま将来の世代に引き継いでいくことが、今を生きる私たちに課せられた使命であると考え制定したものです。

## 水源保護地域図



水源保護地域内には、市の鳥シジュウカラをはじめとして、多種多様な動物が生息しています。



摺上川ダム全景

### 水源保護地域内の対象事業場の取扱い

排水水の排水基準等を守りながら事業を行うことが可能です。

水質検査は、1月に1回以上の割合で対象事業者が自ら行い、結果を市に報告することになります。

### 中止命令等

市長は、事前協議書を提出しなかったり、規制対象事業場と認定しない旨の通知がある前に対象事業場の設置に着手又は設置した者に対して中止や原状回復命令を命じます。

### 罰則規定

中止命令等に違反した場合には、最高1年以下の懲役又は100万円以下の罰金を課することを規定しました。

## 規制対象事業場となる認定基準 の主なものは次のとおりです

- ① ゴルフ場
  - ・ 9ホール以上又は10ヘクタール以上のものは規制対象事業場となります。
- ② 産業廃棄物処理施設
  - ・ すべての対象事業場が規制対象事業場となります。
- ③ 畜産施設
  - ・ 施設の構造に関する基準及び家畜排せつ物の管理の方法に関する基準に適合しないものは規制対象事業場となります。
- ④ し尿浄化槽を設置する施設
  - ・ 501人槽以上のし尿浄化槽を設置する場合、規制対象事業場となります。
  - ・ 500人槽以下のし尿浄化槽を設置する場合、設置するし尿浄化槽の構造に関する基準に適合しないものは規制対象事業場となります。



きれいで安全な水をいつまでも

### 水源保護地域内で し尿浄化槽を設置する方へ

水源地を守るためには、対象事業だけでなく、水源地に排水する全ての施設が環境に配慮する必要があります。

水源保護地域内において、し尿浄化槽を設置する場合には、水質汚濁の原因となる窒素又はりんを除去する高度処理浄化槽の設置が義務付けられています。

水源保護地域内では不法投棄の重点監視を行います。

### ●問い合わせ先

福島市環境部環境課 環境保全グループ  
電話 024-535-1111 (内線 3714・3715)  
FAX 024-534-4505  
960-8601 福島市五老内町3番1号



環境にやさしい「大豆油インキ」を使用しています。



このパンフレットは古紙配合率100%再生紙を使用しています。

平成18年 3月発行